

アーレントの道徳哲学論の契機となった『イェルサレムのアイヒマン』

橋爪由紀*

1 はじめに

1963年にアメリカの雑誌「ニュー Yorker」に連載されたすぐ後で単行本として出版された『イェルサレムのアイヒマン』は、15の章とエピローグとあとがきから成る。あとがきの末尾に著者ハンナ・アーレント(1906-1975)は本書の内容についてこう記している。

「この報告は、どの程度までイェルサレムの法廷が正義の要求を満たしたかということ以外には何も語っていないのである The present report deals with nothing but the extent to which the court in Jerusalem succeeded in fulfilling the demands of justice」(298)。

本書は、イェルサレムの法廷において、『「他の人々と共に」、ナチ体制全期間を通じ、特に第二次大戦中、ユダヤ人に対する罪、人道に対する罪、ならびに戦争犯罪を犯した」(21)として起訴された被告アドルフ・アイヒマンの刑事裁判の審理における論告や弁論などと、それらを通じた判決が、どの程度「正義の要求を満たした」のかについてののみ書かれた報告書なのだと言ったように、検察官の論告や弁護人による弁論、裁判官による判決の内容などがそれぞれ正義であるのかどうか吟味されている。

正義は、本書全体を通してしばしば言及されるが定義はなされていない。ナチスの官僚でユダヤ人問題の専門家としてユダヤ人大量殺戮に関与したアイヒマンの行為とそれに対する裁きがそれぞれ吟味されていることから、本書で語られている正義は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』で論じられている、犯罪などによる被害者側の損失を加害者側の利得を奪うことで裁判官が均等化を試みる矯正的正義¹が含意されていると考えられる。

* 大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士後期課程

電子メール: yuki8hashizm[a]gmail.com

* 本稿で主として引用するアーレントのテキストは、以下の略号を用いて頁数とともに本文中に記す。引用に際して翻訳を多少改変した。今回発表の主テキストである『イェルサレムのアイヒマン』については、略号を用いずに頁数のみ記す。

EJ: *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*, New York: Viking Press, 1963.
Eichmann in Jerusalem: Ein Bericht von der Banalität des Bösen, München/Berlin: Piper Verlag GmbH., 1964: (大久保和郎訳『イェルサレムのアイヒマン: 悪の陳腐さについての報

あとがきにおいてアーレントは、「私の当時の、そしてまた現在の見解では、この裁判は他の何もののためではなく、正義のためにこそ開かれねばならなかったのである I held and hold the opinion that this trial had to take place in the interests of justice and nothing」(286)と強く主張し、さらに、あとがきの後半において慈悲と対比して、「正義は判断(裁き)の問題だが、慈悲はそうではない。Justice, but not mercy, is a matter of judgment」(296)と述べているように、正義と判断(裁き)との関係性を強調している。

本書の5年前に公開された『人間の条件』(1958年)でアーレントは、「活動する(to act)」の語源の探求を通して、プラトンの『国家』の中で提示されている、ポリスの秩序を一義とする正義論を暗に批判し²、その一方で「アリストテ

告』、みすず書房、2003年)

MP: “Some Questions of Moral Philosophy”, *Responsibility and Judgment*, George Borchardt, Inc., 2003. (中山元訳「道徳哲学のいくつかの問題」『責任と判断』筑摩書房、2007年。「道徳哲学のいくつかの問題」は1965年にニュースクール・フォー・ソーシャル・リサーチ校で4回にわたって行われた講義の原稿がもとになっている。)

OT: *The Origin of Totalitarianism*, Harcourt, Brace & Co., 1968. (大久保和郎、大島かおり共訳『全体主義の起源』みすず書房、2005年)

CC: “The Crisis in Culture: Its Social and Its Political Significance”, *Between Past and Future*. New York: Viking Press, 1968. (引田隆也、齋藤純一共訳「文化の危機——その社会的・政治的意義」『過去と未来の間』みすず書房、1994年)

LM1&2: *The Life of the Mind, vol.1, Thinking, vol.2, Willing*, Harcourt Brace Jovanovich, 1978. (佐藤和夫訳『精神の生(上)』『精神の生(下)』岩波書店、1994年)

HC: *The Human Condition*, University of Chicago Press, 1958. (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、2003年)

VA: *Vita activa*, Piper Verlag GmbH., 1967. (森一郎訳『活動的生』みすず書房、2015年)

¹ 『ニコマコス倫理学』第5巻の中で、公民の間で各人の価値や地位に応じて名誉や財貨を配分する配分的正義と、上に挙げた、もろもろの人間交渉において矯正の役目を果たす矯正的正義が論じられている(1130b30~)。

² 『人間の条件』第5章の中でアーレントは、「活動する(to act)」という事柄を表わすギリシア語とラテン語の動詞についてこう述べている。「ギリシア語の二つの動詞 *archein* (「始める」「導く」「支配する」と *prattein* (「通り抜ける」「達成する」「終わる」)は、それぞれ、ラテン語の動詞 *agere* (「動かす」「導く」と *gerere* (このもともとの意味は「担う」である)に相当する。これを見ると、活動というのは二つ部分に分かれているように思われる。すなわち、第一が、一人の人物が行なう『始まり』であり、第二が、人びとが大勢加わって、ある企てを『担い』、『終わらせ』、見通して、その企てを達成する過程である」(HC: 189)。アーレントによると、活動の始まりを指す *archein* は、政治用語として意味が特殊化されて、「支配する」「導く」ということを意味するようになる(HC: 189)。そして、プラトンによって、「始める(*archein*)」と「達成する(*prattein*)」の間に深淵が設けられ、それが命令する側の「思考」と、命令を遂行する側の「行為」に分けられ、そうして政治に支配・被支配関係が持ち込まれたという(HC: 222~)。「ギリシア人の理解では、支配と被支配の関係、すなわち命令と服従の関係は、本性上、主人と奴隷の関係と同一であり、したがって、そこには活動の可能性がまったくなかった」(HC: 223-4)とアーレントは指摘する。

活動は、「破滅を妨げ、新しいことを始める能力」であり、「自然科学の言葉でいえば、それは『正規に起こる無限の非蓋然性』である。実際、活動は人間の奇蹟創造能力である」とアーレントは言う(HC: 246)。なぜ、「無限の非蓋然性」をもち、「新しいことを始める能力」である活動が、アーレントにとって重要だったのだろうか。

レスの倫理学の主題である活動(action)」(LM2: 59)の復活を提唱したと見られる³。

『人間の条件』の主題である活動は、言論と共に、目的を追求せず、その遂行自体が目的である「エネルゲイア(現実活動態)」だと述べられている(HC: 206/VA: 261-2)。『ニコマコス倫理学』において、エネルゲイアへと現実化されるいくつかのアレテー(倫理的な卓越性ないしは徳)のうち、対他関係で働かせることが求められるアレテーは正義だと述べられている⁴。つまり、『人間の条件』の活動には、アリストテレスのいうアレテーである正義が含意されていると考えられるのである。では、その正義と判断はどのような関係があるのだろうか。

この判断は、アーレントの道德哲学論にとって重要な心的能力であり、アイヒマン裁判においてこの能力が発揮されれば、正義の要求がほぼ満たされたと彼女は見ておりと筆者は考える。裁判の関係者の判断が正義に合っているのかどうか吟味しただけではなく、アーレント自身も、自分の持ち前である正義が、判断によって本書に現実化されるように試み、それも吟味したに違いない。

本書の前に発表された評論「文化の危機——その社会的・政治的意義」(1960年)においてその系譜が探求された〈判断〉概念が、本書において、実際の判断(裁き)およびそれを行なった人々が挙げられ、道德問題との係りから述べられているのだが、それはアーレントが道德哲学に取り組みないではいられないような道德的崩壊を、迫害者であるナチを始め大多数のドイツ人側だけでなく、被害者であるユダヤ人側にも見出していることによると考えられる。

本論の目的は、アーレントが見出した、迫害者側・被害者側双方の道德的崩壊とそれらについての議論の中から、彼女自身の道德哲学についての構想の萌芽が顕れていることを示すことである。

本論の構成は、以下の通りである。2では、被害者側の道德的崩壊とその原因についてのアーレントの考察を取りだす。つづいて3では、アイヒマンの主張や行なったことを中心にして、加害者側の道德的崩壊とその原因についてのアーレントの考察を取りだす。そして4では、ナチス政権下において大勢に逆

その理由が『全体主義の起原』に書かれている。「自発的に表明された好意すらも、全体的支配の立場からすればはっきりとした敵対とまったく同様に危険なのだ。その理由はほかでもなく、自発性はまさに自発性であるが故に予測不可能なものであって、そのために人間に対する全体的支配の最大の障碍になるからである」(OT: 456)。

³ 世界に自由を創始する活動を復活させるために、アーレントは、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』や『靈魂について』などを参考にして、『人間の条件』において、活動を核とした道德哲学的な構想を描こうとしたのではないかと筆者は考える。『人間の条件』の執筆時に、「思考」についても構想されていたと思われる。なお、『全体主義の起原』と『人間の条件』において道德哲学が考察されていると、中山元は『アレント入門』(ちくま新書、2017年)で述べている。

⁴ 『ニコマコス倫理学』第5巻の中でアリストテレスは、「つまり対他的であるということ——のゆえに、あらゆる徳のうちで、正義のみは『他者のものなる善』だとも考えられている」と述べ、正義は対他的な関係の徳だという見解を示している(1129b26~)。

らった少数者の行なった判断についてのアーレントの議論の中から、本書の後に取り組むことになり、判断と思考が両輪となる、彼女自身の道徳哲学についての構想の萌芽的なものを取りだす。

2 被害者側に見られる道徳的崩壊

(A) ユダヤ人評議会のナチスへの協力

アイヒマンとユダヤ人評議会(Judenrat)との関係は、警察のアイヒマン尋問調書の写しやアイヒマン自身の手稿、文献などから参照され、本書に詳しく書かれている。ユダヤ人評議会とは、ナチス・ドイツ占領下のユダヤ人居住区域であるゲットーで、ドイツ当局から運営を任されていたユダヤ人による「自治組織“autonomy”」である。

アイヒマンは、ナチスの親衛隊 (Schutzstaffel 以下 SS) の中の国家公安本部にある秘密国家警察 (Geheime Staatspolizei 以下ゲスタポ) においてユダヤ人担当課に所属し、第二次世界大戦の中頃まで、ドイツをユーデンライン (Judenrein ユダヤ人の清掃) にすることを最終目標とする、パレスチナやドイツ領域外へのユダヤ人 (強制移住 forced emigration) を担当していた。しかし 1942 年 1 月、ベルリン郊外のヴァンゼーで開かれ、アイヒマンも書記として参加したヴァンゼー会議において、各省庁の次官によってユダヤ人問題の最終解決 (ユダヤ人の絶滅) についての政策が決定されてから、彼はドイツが占領したヨーロッパ各地からポーランドの強制収容所および絶滅収容所へユダヤ人を移送する (強制移動 evacuation) の専門家となる。

ユダヤ人の移送がスムーズに行なわれるよう、アイヒマンはユダヤ人評議会に協力を求め、それを得ていた。「ユダヤ人評議会のメンバーになったのは原則としてその土地で認められているユダヤ人指導者であり、ナチスは彼らに絶大な権力を与えた。しかしそれも、彼ら自身が移送される——中欧あるいは西欧のユダヤ人ならばテレージェンシュタットかベルゲン＝ベルゼンへ、東部のユダヤ人ならばアウシュヴィッツへ——までのことなのだが」(117)。ナチスから「絶大な権力」を与えられていても、彼らの多くは、結局は強制収容所か絶滅収容所へ移送されるのだと、アーレントはアイロニカルに語っている。

ユダヤ人評議会のメンバーは具体的に何をしたのだろうか。このことについてアーレントはラウル・ヒルバーグの『ヨーロッパユダヤ人の絶滅』を参照してこう述べている。「アムステルダムでもワルシャワでも、ベルリンでもブダペストでも、ユダヤ人役員は名簿と財産目録を作成し、移送と絶滅の費用を移送される者から徴収し、空家となった住居を見張り、ユダヤ人を捕えて列車に乗

せるのを手伝う警察力を提供するという仕事を任されており、そうして一番最後に、最終的な没収のためにユダヤ人自治体の財産をきちんと引き渡したのだ」(118)。敵の手先となり、手足となって、味方である人々と彼らの財産を手抜きなく敵に引き渡すのがユダヤ人評議会の仕事だったのである。

ユダヤ人評議会のメンバーではないが、絶滅収容所でユダヤ人殺害を直接担ったユダヤ人についてもアーレントは語っている。「絶滅収容所で犠牲者の殺害に直接手を下したのは通常ユダヤ人特別班だったという周知の事実は、検察側の証言によっていさぎよくはっきりと確認された——彼らのガス室や屍体焼却炉での働きも、屍体から金歯を抜き毛髪を切り取ったことも、墓穴を掘り、また大量殺人の痕跡を消すために後になってふたたびその同じ穴を掘り返したことも、死刑執行人すらユダヤ人が勤めるほどにユダヤ人（自治制）が実施されていたテレージェンシュタットではユダヤ人の技術者たちがガス室を作ったことも」(123)。

収容所でのユダヤ人によるユダヤ人殺害についてアーレントはこう詳述した直後に、「しかしこれらは恐ろしいことであるにすぎず、道徳的問題ではなかった **But this was only horrible, it was no moral problem**」(123)と主張する。それではアーレントにとって何が道徳的問題なのだろうか。

(B) 〈ユダヤ人名士〉というカテゴリーの罫

ユダヤ人がナチスに抵抗せず協力した理由について、ユダヤ人全体として組織されなかったことや、領土、政府、軍隊も持たなかったことなど一般的に語られることを、アーレントは事実だとして認めるものの、各国内にも国際的にもユダヤ人自治体組織や団体があり、「ユダヤ人が暮らしているところはどこにでも、一般に認められたユダヤ人指導者が存在したが、これらの指導者はほとんど例外なく、何らかの形で、何らかの理由で、ナチスと協力した」と言って、ユダヤ人が未組織で指導者をもたなかったなら、犠牲者総数が450万から600万に上るようなことはまずなかっただろうとまで言い、ユダヤ人組織の指導者たちの責任をきびしく問う(125)。

ユダヤ人組織の指導者たちの多くは、〈ユダヤ人名士 **prominent Jews**〉としてナチスに認められたカテゴリーに入っていた。そして、「カテゴリーをドイツのユダヤ人は最初から抗議せずに受け容れていた」(131)。

ドイツのユダヤ人は、つぎのようなカテゴリーに分類されていた。「ポーランドのユダヤ人に対するものとしてのドイツのユダヤ人、普通のユダヤ人に対するものとしての従軍ユダヤ人と受勲ユダヤ人、最近帰化したユダヤ人に対するものとしての代々のドイツ家系——こうした特恵的カテゴリーの容認が尊敬す

べきユダヤ人社会の道徳的崩壊の始まりだった」(131)とアーレントは主張するのである。特惠的カテゴリーの容認が、どのようにしてユダヤ人社会に道徳的崩壊をもたらすのだろうか。

アーレントは、「これらの特惠的カテゴリーの容認において、道徳的に見て本当に悲惨なのは、自分の場合を〈例外〉とすることを要求する者はすべて、暗黙のうちに原則を認めたということである」(132)と説明する。つまり、ナチス側の言う特惠的カテゴリーのユダヤ人とそうでないユダヤ人との区別を認めることは、ポーランドのユダヤ人や普通のユダヤ人や帰化したばかりのユダヤ人が強制収容所もしくは絶滅収容所に移送されてもよいと認めることになるということである。なぜならこれらの分類は、移送するためのものだからだ。特惠的カテゴリーに属するユダヤ人名士たち、すなわちユダヤ人評議会のメンバーたちが抵抗もなく移送者名簿を作成するのを見れば、ナチスは自分たちのやっていることが承認されたと思うだろう。

アーレントはこう指摘している。「ユダヤ人であれ非ユダヤ人であれ〈特例〉を嘆願する者が自分の行なっている無意識の共犯に気づかなかつたとしても、実際に殺害に関係している人たちの目には、すべての非特例に死を宣告するこの原則を相手が暗黙に承認していることはまさに明白だったはずである。彼らは少なくとも、例外を認めてくれと頼まれ、そして場合によってはそれを認めて感謝されることで、自分たちのしていることの適法性を敵に承服させたものと感じていたに違いない」(132-3)。

ユダヤ人評議会のメンバーたちが、自分たちは〈例外〉なのだから、移送されるユダヤ人たちとは違うのだと思っけていても、ナチスはそのようには見ない。「ナチス自身はこのような区別を本気で考えたことは全然なかったのだ。彼らにとってはユダヤ人はユダヤ人だった」(132)。自分たちだけの例外的利得を求め、善悪の判断のできなかつたユダヤ人社会の指導者たちは、道徳的崩壊を導き、ナチスの共犯となってユダヤ人絶滅への道を付けたと言えよう。

彼らがなぜそのようなことを行なつたのか、アーレントはそのことをどのように見ているのだろうか。

(C) 反ユダヤ主義への確信

「反ユダヤ主義の永遠かつ遍在する性質への確信」が、「ドイツのユダヤ人コミュニティが、ナチス体制の初期段階でナチス当局と進んで交渉を行ったという、それ以外に説明しようがない原因でもあつた」(10)とアーレントは指摘する。ずっと昔からあちこちでユダヤ人は迫害されてきたし、それは止むことなく永遠に続くのだという反ユダヤ主義への確信から、ユダヤ人コミュニティは落度

もないのに穩便にすませようと、ナチス当局と進んで交渉するのである。

「ユダヤ人組織とナチの官僚とのこうした日常的な接触が、ユダヤ人の脱出のために助力することと、ナチスがユダヤ人を強制移送するために助力することとの間の深淵を、ユダヤ人の役人たちが渡るのを非常に容易にしたのだ」(11)。接触するうちにユダヤ人の役人たちは、ナチスが自分たちユダヤ人のことを親身になって考えて、ドイツ領域外への移住を勧めてくれるのだと思えて、その後ナチスに協力するようになる。つまり、「ユダヤ人が敵と味方を区別することを危険にも不能にしたのは、この確信だった」(11)とアーレントは指摘する。

このように、ユダヤ人の役人たちがナチスの官僚と接触して、その後協力するようになるのは、反ユダヤ主義へのユダヤ人の確信だとアーレントは見ているのである。

この反ユダヤ主義への確信は、「宗教に根ざしたユダヤ人対異教徒という二分法」という思考様式から生じるとアーレントは示唆し、その思考様式を変えることが必要だと述べる。「なぜなら、このような思考様式を変えることは、実際イスラエル国家存立のための不可欠な条件の一つなのだから。このイスラエル国家は、旧来の、不運にも宗教に根ざしたユダヤ人対異教徒という二分法をもはや許すものではなく、複数性に依存し、定義上当然ながら、ユダヤ人を諸民族のなかの一つの民族に、諸国民のなかの一つの国民に、諸国家のなかの一つの国家にしてきたのである。」(11)。一定の領土とその住民によって成り立つ一つの国家が、相異なるさまざまな国家と相互に依存し合って世界を構成するというアーレントの「複数性」の思想がここに見られる。

「ユダヤ人対異教徒という二分法」から「複数性」へ思考様式が切り替えられること、すなわち、イスラエル国家のユダヤ人が、世界を構成している諸国民のなかの一つの国民なのだユダヤ人自身が意識するようになれば、反ユダヤ主義への確信から解放されるとアーレントは考えたに違いない。

3 加害者側に見られる道徳的崩壊

(A) ユダヤ人虐殺に加担しながら良心の呵責のないノーマルな人々

本書エピローグの結びでアーレントは、アイヒマンが行なった犯罪に対して彼女自身の裁き(判断)を、彼に語りかけるように示している。「あなたはまた、最終解決においてあなたの演じた役割は偶然的なものにすぎず、ほとんどどんな人間でもあなたの代りにやれた、それゆえ潜在的にはほとんどすべてのドイツ人が同罪であると言った。あなたがそこで言おうとしたことは、すべての、もしくはほとんどすべての人間が有罪である場合には有罪なものは一人もいな

ということだった。これは事実ごく普通の結論だが、われわれはこれをあなたに認めようと思わない」(278)。

その理由としてアーレントは、アイヒマンが「大量虐殺の従順な道具」になったのは逆境のせいだと仮定したとしても、「その場合にもなお、あなたが大量虐殺の政策を実行し、それゆえ積極的に支持したという事実は変わらない。というのは、政治とは子供の遊び場ではないからだ。政治において服従と支持は同じものなのだ」(279)と述べている。たとえ彼が上司の命令に従っただけの、組織の歯車だったとしても、上司の命令に服従して実行したのは事実である。服従したことは支持の選択を示したことだとアーレントは解釈するのである。

確かに、「大量虐殺の政策を実行」したことで、裁判の焦点となったのは、「彼自身の歴史を持ち、さまざまな性質、特殊性、行動の型、環境のその人間にだけしか見られない配合を持った生身の人間」(285)である。そして判決を下されたのは、他の誰でもない、一人の特殊な人間であるアイヒマンなのだ。このように、アイヒマンが実行したことに彼の固有性を見るアーレントだが、多くの人々との共通性を彼に認めるのである。

「アイヒマンについての問題点は、多くの人々が彼に似ていたし、しかもその多くの者が倒錯してもなくサディストでもなく、恐ろしいほどノーマルだったし、今でもノーマルであるということなのだ。われわれの法律制度とわれわれの道徳的判断基準から見れば、この正常性はすべての残虐行為を一緒にしたよりもわれわれをはるかに慄然とさせる」(276)と、アイヒマンがノーマルだということをアーレントは強調する。ユダヤ人の大量虐殺や残虐行為に直接もしくは間接にかかわりながらノーマルでありえるのだろうか。

この問題については、アイヒマン裁判に先行するニュルンベルク裁判⁵においても議論され、「事実上 *hostis generis humani* [人類の敵] であるこの新しい型の犯罪者は、自分が悪いことをしていると知る、もしくは感じることをほとんど不可能とするような状況のもとで、その罪を犯していることを意味している」⁶(276)とアーレントは述べる。

自分の行為が悪いことなのかどうか分からなくさせるような「状況」については次項で検討することにして、さきに、善と悪を区別し善を命じる道徳意識である良心が、アイヒマンや彼に似た人々には認められるのかどうか、アーレントがどのように見ているのかを確認する。

アーレントは、彼らに良心の呵責(*guilty conscience*)があったと証明する唯一の根拠として、「ナチスが、そして特にアイヒマンの所属していた犯罪組織が、

⁵ 第二次大戦後、ドイツの主要戦争犯罪人を処罰するために 1945 年にニュルンベルクで行われた国際軍事裁判。

⁶ [] 内は筆者による。

戦争の最後の数か月のあいだ罪証湮滅に大わらわだった」という事実を示すが、この根拠は薄弱で、このことは彼らにとって、「敗北の承認にすぎないことを証明した」だけだと言う(277)。つまり、犯罪の証拠を湮滅したのは、悪いことをしたから罪に問われるのではないかという彼らの疚しい動機からではなく、敗北すれば、勝者の法廷において自分たちの行なったことは犯罪となると予想されることからだとアーレントは見るのである。そして彼女はこう問いかけている。「彼らが勝ったとすれば彼らのうち一人でも良心の呵責に苦しんだらうか？」(277)

良心の呵責に苦しんだ者はいない、そうアーレントは考えたに違いない。というのは、似た者同士である彼らのうちの一人であるアイヒマンがそうだったからである。

本項冒頭に引いた、アイヒマンに対するアーレントの裁き(判断)のすこし前の部分で、アーレントは彼に対してこう語っている。「あなたは、自分は決して疚しい動機から行動したのではない、誰かを殺したいという気持もなかったし、ユダヤ人を憎んでもいなかった、けれどもこうするよりほかはなかったし、自分に罪があるとは感じていないと言った」(278)と。

数百万の人々を強制収容所もしくは絶滅収容所へ移送する責任ある立場であったにもかかわらず、「自分に罪があるとは感じていない」と言って、アイヒマンは無罪を主張した。良心の呵責どころか、彼は、「自分が悪いことをしていると知る、もしくは感じる」ことができているのである。

次項で、アイヒマンや彼に似た人々に共通する、善と悪の区別ができない原因についてのアーレントの考察を見て、その後で、アイヒマンに特有のその原因についての考察を見る。

(B) アイヒマンや彼に似た人々に共通する、善と悪の区別ができない原因

アイヒマンには、ほら吹きが悪習があった。「自分がゲッターの制度を『発明した』、あるいはヨーロッパの全ユダヤ人をマダガスカルへ船で運ぶという『アイデアを生み出した』と主張するとき、それはまったくのほら吹きだった」(47)とアーレントは言う。

ゲッター制度は、実際はアイヒマンの上司のハイトリッヒが考案し、マダガスカル計画はドイツ外務省の支局の案だったように、彼はよくほらを吹き、「最終的に彼の逮捕へ導いたのは、彼の自慢話への抑えがたい衝動だった」とアーレント言う(47)。なぜ彼は、大きなことを言わずにはいられなかったのか、アーレントはその理由についてつぎのように考察する。

「アイヒマンが必要としたのは、自分は嘘つきではなく自己欺瞞でもない」と

いう確信を感じるために過去を思い出すことだけだった。というのは、彼と彼が生きていた世界はかつて完全に調和していたからだ *Eichmann needed only to recall the past in order to feel assured that he was not lying and that he was not deceiving himself, for he and the world he lived in had once been in perfect harmony*」⁷(52)。SS だった時代、自分の語ることは、ほらでもなく自己欺瞞でもなく、その世界に調和していたという確信がえられるからこそ、アイヒマンはその時代を思い出さずにはいられないのだとアーレントは断言する。

「彼と彼が生きていた世界はかつて完全に調和していた」とはどういうことを意味するのだろうか。そのことについて、アーレントは自分の解釈を示す。「あの 8 千万のドイツ人社会は、アイヒマンの心的傾向に今や沁み込んだ、まさに同じ方法、同じ自己欺瞞、うそと愚かさで、現実と事実に対して保護されていたのだ」(52)。また、「自己欺瞞の実践は、非常に一般的になり、ほとんど生き残るための道徳的必要条件となり *the practice of self-deception had become so common, almost a moral prerequisite for survival*」⁸、さらに、ナチ体制の崩壊後 18 年経った今でさえ、「うそをつくことがドイツ人の国民性の一部となったと信じないわけにはいかないことが間々あるほどなのである」とアーレントは言う(52)。たとえば、これまでずっと隣人だったユダヤ人がある日突然姿を消し、東欧にある絶滅収容所へ強制的に移送されたという噂を耳にして、それが事実だったとしても、多くのドイツ人はそれを信じないで、ユダヤ人は他地域へ移住したのだという、自分たちにとって都合の良い噂を信じて、自己欺瞞の実践を重ねてきたということだろう。「うそをつくことがドイツ人の国民性の一部となった」というのだから、うそつきであるアイヒマンは、その世界では「完全に調和していた」ということになる。

そもそもドイツ人を自己欺瞞にしたのは、ヒトラーもしくはゲッベルスによってつくられた「ドイツ国民にとっての宿命の闘い “*the battle of destiny for the German people*”」というスローガンであり、そのスローガンが、「第一に、戦争は戦争ではなかった。第二に戦争は宿命によって始められたのであって、ドイツによってではない。そして第三に、ドイツ人にとって生と死の問題であって、自分たちの敵を絶滅しなければならぬ。さもないと絶滅されるということを示唆した」(52)ことで、ドイツ人を容易に自己欺瞞にしたとアーレントは述べる。

自己欺瞞の実践が「生き残るための道徳的必要条件」となった社会での道徳

⁷ 傍点による強調は引用者による。

⁸ 上に同じ。

の基準と、その社会の外でのそれとは、対立した関係⁹にあるということになる。前節で見た、「自分が悪いことをしていると知る、もしくは感じること」、つまり、善悪を判断することがほとんどできない新しい型の犯罪者は、こういう状況でつぐられ、だから彼らは似ているとアーレントは考えるのである。

(C) アイヒマンの無思考性と現実離反

「自分が悪いことをしていると知る、もしくは感じること」ができないのは、アイヒマンや彼に似た人々の共通点だった。ここでは、アイヒマン特有の問題についてのアーレントの考察を見る。

アーレントはアイヒマンの特徴についてこう語っている。「アルゼンチンやエルサレムで回想録を記しているときでも、警察の取調官に、あるいはまた法廷でしゃべっているときでも、彼の述べることは常に同じであり、しかも常に同じ言葉で表現した。彼の語るのを聞いていればいるほど、この話す能力の欠如が、考える能力 *an inability to think*——つまり誰か他の人の立場に立って考える能力 *namely, to think from the standpoint of somebody else*——の欠如と密接に結びついていることがますます明白になってくる。アイヒマンとは意志の疎通が不可能である。それは彼が嘘をつくからではない。言葉と他人の存在に対する、従って現実そのものに対する最も確実な防衛機構〔すなわち想像力の完全な欠如〕で身を鎧っているからである」¹⁰(49)。

アイヒマンの特徴として、彼の語る「同じ極り文句 *the same stock phrases*」や「自作の型にはまった文句 *self-invented clichés*」をアーレントは挙げて、いく度も言及しているが、上の一節ではその原因を考察している。つまりアイヒマンの「話す能力の欠如」は「考える能力」の欠如と密接に結びつき、この「考える能力」は「誰か他の人の立場に立って考える能力」だとアーレントは見るのである。

「誰か他の人の立場に立って考える能力」をどれほどアイヒマンが持っていないかについて、アーレントは具体例を挙げて示している。アイヒマンが、「数か月にわたって警察で訊問に当たるドイツ系ユダヤ人と向き合っ座り、自分の心の丈を打ち明け、自分が SS 中佐の階級までしか昇進しなかった理由や出世

⁹ アイヒマンは、ヴァンゼー会議まではカントの定言的命に則して生きていたが、その会議において、彼の尊敬する〈上流社会〉に属する、各省庁の次官たちが「最終解決」に同意したことで、それ以降は「総統の意志」に即して生きることとし、「総統の意志」がアイヒマンの〈良心〉になったのだとアーレントは解釈を示している (126, 135-50)。

¹⁰ イタリックはアーレントによる。〔 〕内はドイツ語版のみ記述。すなわち、“*absoluter Mangel an Vorstellungskraft*” (S. 126)。

しなかったのは自分のせいではないということを繰り返し繰り返し説明できたのは、まさにこの想像力の欠如である」(287)と。

イスラエル在住のユダヤ人なら、ナチスに殺された身内があるのではないかと推し量ることもできずに、ドイツ系ユダヤ人の取調官に対して、出世できなかった自分の不運をアイヒマンは繰り返し愚痴るのである。なぜ彼はそのようなことができるのか。アーレントは、それは彼の「想像力の欠如」のためだと指摘するのである。

このように、「想像力の欠如」のために、アイヒマンは「誰か他の人の立場に立って考える能力」、すなわち「考える能力」が欠如しているとアーレントは見るのである。

だが彼は愚かではないとアーレントは言う。「大体において彼は何が問題なのかをよく心得ており、法廷での最終陳述において、『[ナチ]政府の命じた価値転換』について語っている。彼は愚かではなかった。完全な無思考性 *It was sheer thoughtlessness*——これは愚かさとは決して同じではない *something by no means identical with stupidity*——、それが彼があ時代の最大の犯罪者の一人になる素因だったのだ」(287-8)。

アイヒマンがナチス・ドイツ時代の「最大の犯罪者の一人になる素因」とは、「誰か他の人の立場に立って考える能力」である「考える能力」が欠如していること、すなわち「完全な無思考性」だとアーレントは見るのである。そしてもう一つの素因として挙げられているのが「現実離反 *remoteness from reality*」である。

アイヒマンの「現実離反」の傾向性について、アーレントは、絞首刑直前の彼の語った言葉と振舞を挙げて説明している。「死に直面した人間が、しかも絞首台の下で、これまでいつも葬式の際に聞いてきた言葉のほか何も考えられず、しかもその〈高貴な言葉 “lofty words”〉に心を奪われて自分の死という現実をすっかり忘れてしまうなどというようなことは、何としてもそうざらにあることではない」(288)。アイヒマンは、弔辞に用いられる極り文句である「〈高貴な言葉〉」を語る自分に酔いしれて、自分自身の葬式だという現実を忘れたのである。

この現実離反と無思考性は、「人間のうちに恐らくは潜んでいる悪の本能のすべてを挙げてかかったよりも猛威を逞しくすることがあるということ——これが事実イェルサレムにおいて学び得た教訓であった」(288)とアーレントは述べる。

「悪の本能のすべて」よりもはるかに破壊力があるとアーレントの考える「無思考性」と「現実離反」について、本書では議論を深めていない。しかし、本書以降、講義録『道德哲学のいくつかの問題』(1965年)や評論『思考と道德

の問題』(1971年)や『精神の生』(第1部「思考」の攔筆は1973年)などいくつもの著作において、アイヒマンの「無思考性」について言及され、思考の概念〈自己との対話〉が議論されるようになるのである。

「現実離反」については、それを阻止する能力は、本書の前に発表された評論『文化の危機』(1960年)でその系譜が追究された心的能力である「判断」だと推察される。

『文化の危機』の中で、判断は、「事柄をみずから自身の視点からだけではなく、そこに居合わせるあらゆる人のパースペクティブで見る能力にほかならないこと、さらに、人びとが公的領域、共通世界でみずからの位置を定めうるのは判断によるのであるから、判断力は政治的存在者としての人間の基本的な能力の一つでさえある *the ability to see things not only from one's own point of view but in the perspective of all those who happen to be present; even that judgment may be one of the fundamental abilities of man as a political being insofar as it enables him to orient himself in the public realm, in the common world*」(CC: 218)と論じられているように、現実に適合させる能力だとも言えるからである¹¹。

「無思考性」と「現実離反」の問題は、〈自己との対話〉と「判断」とを関連づけた道徳哲学論を、アーレントが構想する契機となったのではないかということに次節で検討することにする。

4 少数者の判断とアーレントの道徳哲学論の構想

あとがきの後半でアーレントは、まだ残されている根本的な問題の一つは、「あらゆる時代を通ずる中心的な道徳的問題の一つ、すなわち人間の判断力の性格と機能に触れるものだから、ここでこれについて述べておかねばならない。〈法律上の〉罪を犯した者を裁くこれらの裁判においてわれわれが要求したことは、人間はたとえ自分自身の判断しか頼るものではなくても、しかもその判断が周囲の人々すべての一致した意見と逆らうものであっても、善悪を弁別する能力を持っていなければならないということだった」(294-5)と指摘している。

上層階級がヒトラーに屈服し、「汝殺すなかれ」という宗教的戒律が実質的に消え去っても、「今なお善悪を弁別することのできるあの少数者は実際に自分自身の判断によって行動した。しかも彼らは自由にそうしたのだ。彼らの直面する特定の問題を包含し得る墨守すべき準則はなかった。彼らは問題が起こってくるごとに一々決定を下さねばならなかった。先例のない事柄には準則は存在しなかったからである」(295)とアーレントは述べている。

¹¹ [] 内の補足は引用者による。

「あの少数者」とは、「ナチ体制の始まったばかりの頃から何らの動揺もなくヒトラーに反対してきた人々」(104)のことである。ギュンター・ヴァイゼンボルの『声なき蜂起』(1953年)に語られている二人の農民少年は、SSに引き入れられたが、署名を拒んで死刑にされた。彼らはSS隊員がどういうことをしなければならぬかを知っていたからだという。「彼らは全然〈良心の危機“crisis of conscience”〉には襲われなかった」(104)とアーレントは言う。農民少年たちだけではなく、ミュンヘン大学のショル兄妹もいる。彼らが配った、ナチスの戦争に講義するパンフレットの中でヒトラーは〈大量虐殺者“muss murder”〉と呼ばれた(104)。そして彼らは処刑された。

先例がなくそれゆえ準則もなかったのに、彼らは自分自身の判断によって行動した。本書では彼らの道徳的判断の基準について言及されていないが、『道徳哲学のいくつかの問題』の中で、彼らの道徳的判断の究極的な基準は〈自己〉だとアーレントは述べている。本書を書くことによって、ナチス時代においても善悪を弁別し行動した少数の人々を知り、アーレント自身の道徳哲学論を構想し始めたと言えよう。

参考文献

- Arendt, H. (1951) *The Origins of Totalitarianism*. New York: Harcourt, Brace & Co., 1955 *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft: Antisemitismus, Imperialismus, totale Herrschaft*, München: Piper Verlag GmbH. 『全体主義の起源』大久保和郎・大島かおり訳 みすず書房
- Arendt, H. (1958) *The Human Condition*. Chicago: University of Chicago Press., 1967 *Vita active: oder vom tätigen Leben*, München: Piper Verlag GmbH. 『人間の条件』志水速雄訳 ちくま学芸文庫
- Arendt, H. (1963) *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*. New York: The Viking Press. 『イェルサレムのアイヒマン: 悪の陳腐さについての報告』大久保和郎訳 みすず書房
- Arendt, H. (1968) *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*. New York: The Viking Press. 『過去と未来の間: 政治思想への6 試論』引田隆也・齋藤純一共訳 みすず書房
- Arendt, H. (1978) *The Life of the Mind*. New York: Harcourt, Brace Jovanovich. 『精神の生』佐藤和夫訳 岩波書店
- Arendt, H. (2003) *Responsibility and Judgment*. Kohn, J. (ed.) New York: George Borchartd, Inc. 『責任と判断』中山元訳 筑摩書房

- Aristotle (2009) *The Nicomachean Ethics*. New York Oxford University Press.
アリストテレス (2007) 『ニコマコス倫理学』 高田三郎訳 岩波文庫、(2011)
『ニコマコス倫理学』 朴一功 京都大学学術出版会
- Aristotle (1986) *De Anima (On the Soul)*. London: Penguin Classics. アリス
トテレス (2012) 『魂について』 中畑正志 京都大学学術出版会
アリストテレス(2011) 『形而上学』 出隆訳 岩波文庫
- Plato (2007) *The Republic*. London: Penguin Classics. プラトン(1991) 『国家』
藤沢令夫訳 岩波文庫
- 中山元 (2013) 『ハンナ・アレント 〈世界への愛〉』 新曜社
中山元 (2017) 『アレント入門』 ちくま新書